

◆ 1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行 ◆

関西労災職業病10月号

(通巻第90号)

関西労働者安全センター 1981.10.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円



- **主張** 職業病認定問題に関する全国連絡会議
第4回全国集会を成功させよう 11
- 職場の安全衛生を考える 兼てに 日本海底電線 13
- クロム訴訟勝利にあたって
日本化学のクロム被害者の会事務局 6
- 前線から(ニュース) 9
- 針灸治療の制限=被災者の打切り攻撃を許すな! 15
- **寄稿** 「行革」と労働行政反動化の現状(下)
職業病認定問題に関する全国連絡会議事務局/塗師哲夫 17
- 講座トピックス 20

全国連絡会議

成功させよう!

職業病闘争の発展を!

来る十一月十四、十五日の両日にわたり、職業病認定問題に関する全国連絡会議第四回全国集会在大阪市の部落解放センターにおいて開催される。安全センターにおいても、これまで役員会において何度か討論を重ね、本集会对しては全面的にこれを支持し、参加することを確認したところであるが、集会の成功を期待すると同時に我々としても最大の努力をしていく決意である。

同連絡会議は七八年十月の発足以来、大阪、岡山、東京と三回の全国集会を開催し、労災職業病闘争の全国的な交流という役割を主に果たしてきたのはじめ、八〇年の労災保険法改悪（民事損害賠償と労災保険の調整規定導入）に対しては一早く全国に反対運動を呼びかけ、また、被災労働者全国協議会の結成にも大きな影響を与えるなど、その果たしてきた役割は極めて大きいものがある。労基則三五条全面改悪に反対する闘いを直接の契機として組織が発足した経過で、「認定問題に関する」とい

う名称となっているが、既に七九年五月の第一回全国集会においてさえ、その枠を乗り越えた、つまり労災職業病闘争全般にわたる交流共闘を求める声が参加者より強く出されていたことも事実である。そして、これらの大衆的要求の高まりと併せて、先の振動病被災者に対する休業補償制限通達、針灸治療制限の画策等、「行革」に悪のりした労働省の目に余る被災者切捨て攻撃の進行を総括する中で、従来の専門家中心の組織形態から、一歩進んで各地域の安全センターや労職センター中心の運営を行っていくという方針が世話人会において確認されたのは当然のことでもあり、我々としても全面的に賛成するものである。

七〇年代以降、労災闘争は労働者、被災者の大衆的な運動として発展し、この間、全国各地に労災闘争の地域センターが次々と誕生してきた。これらの組織は総評組織の専門部としてのもの、地域活動家を主体としたもの、医療機関中心のものなど、そ

職業病認定問題に関する

第4回全国集会を

職場、地域の共闘で、労災

の生いたちは地域によってそれぞれに異なっている。しかし、その全てに共通しているのは、具体的な要求に根ざし、大衆闘争にその基礎をもっているという点であろう。労働運動の右翼再編という論議に代表されるように、労働運動が資本、政府との対決姿勢をますます弱めていく危険性が高まっている状況にあって、このような全国の地域センターが最大限に共闘し、また全国に同様の拠点を作り上げていくことは、極めて重要な問題であろう。そして、この運動は必ずや労働運動とそれに結びつく被災者運動の強化に連がるものであろう。

第四回全国集会は、このような意味においても過去三回の集会とは質的に一步前進した内容を提案している。分科会が運動論により側して設定されているのもその現れである。大要に言えば、全国の単なる交流、情報交換の段階から、より積極的な共闘を求めるものである。先の北炭夕張炭鉱の大災害は労働闘争と労働運動の将来に大きな問題提起を行った。我々は必ずやこの第四回全国集会の成功をかちとり、労働闘争の全国的共闘に向けたより有意義な一步を確保しなければならぬ。多数の労働者、被災者、専門家各位の参加を訴える次第であります。

会場：大阪芦原橋
部落解放センター

日：11月14日

午後1:00～5:00

全体集会

11月15日

午前9:30～午後3:00

分科会討論

① 司法・行政をめぐる闘い

② 職場・地域でどう闘うか

③ リハビリ・職場復帰・被災者の闘い

午後3:00～4:30

全体集会(まとめ)

職場の安全衛生を考える

(オ5回)

日本大洋海底電線

災害不注意論の克服は
日常活動が勝負

なぜ災害不注意論が

横行するか

労働者の安全衛生闘争にとって、
企業や企業病院が折に触れて出して
くる災害不注意論や職業病体質論は

頭では否定し乗りこえるべき課題として理解されてはいても、実際の具体的局面においてはなかなか根強いものとして職場に浸透しているのが現状ではないだろうか。これは資本側の不注意論、体質論が日常的に具体的に展開されているのに対して、労働者側が完全にこれにまきこまれたり、「不注意論はいけない」といった類の一般的な労習活動の域を出ていないことによって、資本側に負けてきていることの現れと考えるのが最も自然であると思う。今回のシリーズでとりあげる全電線日本大洋海底電線労組大阪支部は安全闘争の柱として災害不注意論の克服を提唱し様々なとりくみを行ってきているが、その活動は我々にも多くの教訓を示している。問題なのは災害不注意論ナンセンスのかけ声ではなく、日常的にどのような活動を進めるかである。

2 会社および

労組の概要

日本大洋海底電線は大洋海底電線（昭和三五年発足）と日本海底電線（昭和十年発足）の二つの海底電線専門メーカーが昭和三九年に合併してできた会社であり、資本金十六億二千万円、従業員六七三名、大阪、横浜、上三川（栃木）、新山下（神奈川県）にそれぞれ工場がある。また、資本金は古河、住友、藤倉といった電線大手メーカーが分担出資しており、社長も電々公社、KDDからの派遣となっており、海底ケーブルでは日本での独占メーカーである。

労働組合は昭和二〇年に組織され（大阪は二十二年）、現在は中立の全電線に加入している。全電線は企業の規模と地域によってA団（古河、住友、藤倉、日立、昭和、大日本、タッタの大手七社の労組）、B団（沖

など関東の中小)、C団(西日本など関西の中小)に区分されており、日海労組大阪支部は組合員数一五〇名でC団に入っている。執行部の話では、組合運動は昭和四九年頃がピークで、それまでは大手のA団が春闘で早期妥結しても、ストライキも含めそれ以上のものを獲得してきた。しかしオイルショックを境目に大手の水準を越えることは困難になり、最近では大手の一部が全く闘争もせず早々に低水準妥結をするため、歯がゆい思いをすることが多いという。

3

成果あがる安全点検 月間を中心とした諸活動

しかし、日海労組が諸権利拡大の闘争、安全闘争を強化し始めたのは逆に七〇年代に入ってからである。全電線では七二年に中央本部の政策委員会答申が出ており、現在でも全電線の基本政策となっているが、日

海労組はこれを忠実に実行してきたという。例えば、七三年から「安全と権利を守る点検月間」を毎年十二月一日〜三一日に設置して、労働組合が主体となった安全学習運動、安全パトロール等を行っているのもその一環である。安全パトロールも通年の会社側による推進委員パトロール、労使の安全衛生委員によるパトロールが行われているが、十二月の点検では労組のみのパトロールで徹底的に不安全設備の一掃運動を展開してきた。このくらいのことは

ないが、密接に関連をもつとりくみとして、年休消化運動、時間外拒否運動、労組による病休(労災、私病両方)状況の把握、機械の回転数や機械当り定員の協定闘争、三六協定の日常の見直し、等々のとりくみが精力的に行われている。

「休んで遊んで人間回復」「休まずにヒヤヒヤ労働報いなし」「義理は捨てよう会社は陰で笑ってる」、これらは年休消化運動のスローガンであり、組合機関誌にも有意義な年休のとり方が具体的に掲載される。また年休を残している労働者には組合からとるよう強く指導するという。そしてこの運動の結果、現在消化率は九九〜一〇〇%に達した。時間外労働を減少させる闘いも同様に進んでいる。「ろくなことおまへん時間外労働」「時間外労働はやればやるほど損をする」という標語でもわかるように、要員確保、低賃金の打破、労災防止といった方針を実現するためには、当面の収入増という即時的な利害を自己規制していくことの必

要性が強く指導されている。三六協定も毎月改訂され、夜勤の場合は毎週で、労基署も届けを受理しない程だという。また、機械当りの定員制という方法は、会社の人員政策に対する大きな武器になっている。

更につけ加えておきたい問題として賃金体系がある。これは前回シリーズでも触れたが、現在多くの企業で採用されている職務、職能給という賃金体系が、労働者を競争させるという形が資本の労働者分断支配政策の要になっているという問題であり、安全運動もこの点の解決なくしては考えられないともいえるほどのものである。日海労組も同様の体系の賃金である。しかし、同執行部は「最低基準が落ちとれるかどうかの問題」という。つまり会社にとって都合の悪い労組活動家を不当に低いランク付けさせ、低賃金に押しこませないために、どれだけ最低水準を上にもっていくかが鍵であり、日海の場合はそのとり組みが進んでいるといえる。

4

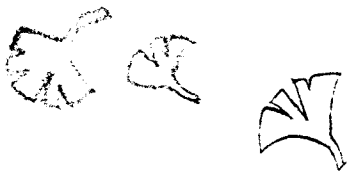
安全衛生は企業に

まかせず労働者自身で

しかし労組の奮闘にもかかわらず問題は多々発生している。その一つに精神障害の問題がある。この二、三年の間で四、五人の労働者が症状の差はあるが、精神的な疾患にかかっているという。これらの背景として、執行部の方では、監視労働が増えたこと、また職制からも自分が監視されているという精神的な緊張が大きくなっている点、合理化が徐々に進み、一人でいくつもの仕事を受け持つ、いわゆる多能工化が進んできている点、更に、配置転換が十分に本人の意向にそぐわないためのストレスなどがあると分析しているが、新しい型の職業病として今後より充実した対策が必要であると考えられている。

また、件数は少ないものの労災事

故は決してなくなっていない。休業者の組合チニックでも、高血圧、心臓病など労働との関係が大いにありそうな労働者が相当に出てきている。しかし、先にも述べたように、「安全問題は企業にまかせず労働者の手でやる」「決定したことは実行あるのみ」という労組の姿勢がある限り必ず一定の解決方法が見出せるものと確信する。



クロム訴訟 勝利に あたって



日本化学のクロム被害者の会事務局

クロム訴訟とは

去る九月二八日、東京地方裁判所民事三五部(土田勇裁判長)でクロム訴訟の判決が言い渡されました。

クロム訴訟とは、一九七五年、日本化学工業(以下日化工と略す)が有毒なクロム鉍滓を大量投棄していたことが明るみにでて、これをきっかけとして工場内で鼻中隔穿孔や肺ガンが多発していることがわかり、同年十二月、これらの被害者、および死亡者遺族が日化工を相手取って総額五四億円あまりの損害賠償を求めてきた裁判です。

この訴訟は、様々な面で社会の注目を集めてきました。まず第一に、原告総数二四二名という職業病裁判ではまれな規模であるということ、このことは日化工が被害が明るみにでるまで適切な措置をとらず、被害者を放置してきたことにほかあ

りません。第二に、私たちが「工場の塀の中に起きた職業病が塀を越えて公害になる」との職業病と公害とを統一的に把握する視点で公害闘争ともスクラムを組んできたことです。

第三に、この訴訟が日本で最初に職業ガンの企業責任を追及したことです。ガンが増大し社会問題化している現在、このことは国民の生命と健康にかかわる重要課題と考えます。

そして第四に、労災職業病を人格的損害として損害賠償の一律請求(死者五千万円、三十代・四十代死者七千万円、生存被害者は被害別ランクにより五千万円、三千万円、二千五百万円)したことです。

画期的な 判決内容

さて前述のような私たちの主張に対し、裁判所はどんな判断をくだしたでしょうか。

まず日化工の企業責任について判

決は、故意責任についてこそしりぞけましたけれど過失責任を明確に指摘し、「会社は遅くとも昭和十三年

頃には肺ガン等重篤な疾病の発生する危険性があることは容易に予見できた。・・・肺ガン等の防止を目的

とした適切な対策も行われなかった。

・・・職場では昭和三十年代まで鼻中隔穿孔が続出するような劣悪な作業環境が放置されていた」と日化工を断罪しました。そして、ことは日化工一社に限らず「利潤第一、労働者の命はそっちのけ」の日本の企業

の姿勢に鋭くメスを入れたものです。そして「化学物質の人体への影響な

どその有毒性について、内外の文献等によって調査研究を行い、その毒性に対応して、その時代にでき得る限り最高度の環境改善に努力するべきであり、労働者の生命、健康保持

のためにはあらゆる対策を講ずる義務がある」(傍点著者)と企業は労働者の健康を守る義務を負っていること

をはっきりと述べています。判決後、会員の一人が「労働者の命は法の壁

をも破る」としみじみ語っていたのが印象的でした。

判決ではさらに、従来職業病の被害の本質をたんなる労働力の減殺とする見方から前進して、職業病被害を労働者の人格に対する侵害にほかならないとしました。そして賃金、

年齢等の差異を捨象して公平かつ公正に平等の慰謝料(三十代死亡者五千万円、四十代死亡者四千五百万円、その他の死亡者も四千万円、生存被害者は被害ランクごとに三千万円、

二千万円、一千万円、五百万円、及び三百万円、百萬元の三ランク)が認定されました。つまり物として扱

われてきた職業病被災者の人権の回復であり、この判決は職業病被災者の人権宣言とも言うべき画期的内容を持つ歴史に残る判決といえます。

労災認定にも

影響

判決の持つ意義はこれらだけにと

どまりません。今までの労災認定のワクを一步大きく踏み越えて、目の障害と胃ガンの一部に関してクロムとの因果関係を認めました。これまでの労災認定ワクは、皮膚・呼吸器の障害、肺ガン及び上気道ガンに不当に限定されてきました。

つまりこの判決によって、私たちがかねがね主張してきたクロムと全身的な各種障害との因果関係があるという見解が裁判所という公的な場で御墨付をもらったわけです。しかも労働省がクロム被害の補償に本腰

を入れ始めたのは、日化工のクロム鉍滓大量投棄で一九七五年に被害が表面化してからのことであり、このような労働省の態度は、判決で指摘されたように「泥縄の労働行政」以外のなにものでもありません。また現在の労災認定は職歴と疾病の範囲の

二つのタガをきつくはめられていますし、労災認定に付随して行われる労災検診は、検査項目、検査方法ともにごさんなものです。たとえば、死亡数カ月前に労災検診を受けて、

死亡後に「異常なし」の通知が送られてくる有様です。私たちは今回の判決をてことして労災認定範囲の拡大を要求し、後手々にまわってきた過去の労働行政の責任の反省を労働省に迫っていくつもりでいます。

判決の持つ他の労災職業病闘争への最も大きな影響として、新しく示された時効についての判断があげられます。民法では不法行為の時効は二十年とされていますが、判決はガンなどのように潜伏期が二十年から三十年もあり、発病まで長期間かかる疾病についてはその特異性にかんがみて、時効の起算点を最終暴露時でなく発病時とするとの見解をしめし、戦前にのみクロム職場に従事した被害者をも救済の対象の中に入れました。このように時効の壁を突破したことで全国のじん肺訴訟をはじめとする長期の潜伏期間を持つ職業病と闘っている人々はもちろん、今まで時効で補償をばまれてきた人々の救済に一步も二歩も前進したわ

けであり、この成果を定着させる努力を続けねばなりません。

職業ガン・環境ガン

との闘いを

この判決の翌九月二十九日、朝日、毎日、読売の三大新聞をはじめ東京サンケイの各紙が社説で判決の持つ大きな意義を伝え、日化工及び遅れた労働行政の責任を指摘しました。私たちはこのような世論の支持を背景として、日化工と謝罪と敗訴原告の救済を求めて交渉にあたった結果、十月九日、日化工が判決認容額に二億一千万円上積する、生存被害者の障害が悪化した場合は判決、法令に準じて補償することなどを内容とする合意が成立し、ここに全面解決のはこびとなりました。

このように裁判で敗れた原告にも救済の手がさしのべられたことは公害、職業病裁判史上他に例がなく、

まさに私たちの完全勝利であり、世論の勝利でもあると考えます。

ガンが急速に増大し社会問題化している現在、職業ガンの責任を明確にしたこの判決の意義は計りしれません。しかも発ガン物質で汚染されているのは工場内だけでなく、工場の外も汚染が進んでいるのであり、環境ガンの危険も増大しており、生産現場の段階で有害物質の拡散をくいとめるため労働者、市民が一体となって企業の監視を強めていかねばなりません。

職業ガン、環境ガンとの闘いはまだまだ始まったばかりです。これからも国民の生命と健康を守るため、一層の闘いを展開していかねばなりません。

最後になりましたが、これまでのクロム裁判闘争へのあたたかい支援に感謝するとともに、労災・職業病根絶にむけて闘い続けることを誓いたいと思います。

前線から

野呂労災(脳卒中)

審査官が棄却

争点はぐらかしに

労組激怒!

大阪中央

10月19日、

大阪労災保険

審査官はNH

Kの報道フイ

ルム編集労働

者である野呂

氏の脳卒中死亡に関する審

査請求(五四年八月死亡、

五五年三月大阪中央労基署

が業務外決定、日放労関西

支部が申請代理人となって

不服申請)につき棄却の決

定を行った。

この問題については、昨

年十月に一度参与会が開催

前に野呂氏が担当していた

大津高校総体が従来の企画

に比して著しくハードなも

のであったことが立証され

ており、今年の5月段階で

はNHK当局も「少くとも

五〇%の労働強化は認めら

れる」という見解を示して

いた。その結果、担当審査

官も「参与会の論議は白紙

にする」と言明するに至っ

ていたものである。

日放労は言うに及ばず、

この審査請求闘争に対して

三千名の署名活動を行うな

ど全面的な共闘をしてきた

総評東地協では、この決定

は驚きと怒りで迎えられて

いる。21日には日放労、東

地協、安全センターの三者

は大阪労基局に抗議の意を

表明し、デタラメな審査の

やり方を糾弾するとともに、

来たる28日に審査官を含む

当局責任者より釈明すると

の約束をさせた。

了証書対象者、十九名であ

った。

今回の労職講座は安全セ

ンターにとつても初めての

試みであり、準備不足、運

営の不慣れなところもあつ

たが、各回の講師の方、ま

た各職場からの報告者の皆

さんの協力により、おおむ

ね成功したと考えている。

具体的にひとつひとつみ

大阪

カ一回労災職業病斗争講座

終了す!

のべ四〇〇名の参加で大成功!

六月一六日から開始され

た安全センター主催の第一

回労災職業病斗争講座も十

月二〇日の修了式を最後に

五カ月間(計十回)にわたる

予定をすべて終えた。平均

出席者、四一名、参加団体

数、二〇労組、二団体、修

ていけば、毎回のテーマの範囲が広すぎたこと、受講者の質問に答え切れなかつたこと等々、多くの反省す

ボーリング労働者のクモ膜下出血

中央審査会に●●●

損傷ヘルメット等

新証拠提出



べき点もあったが、今回の経験を教訓とし、次回にはより充実した内容、より実践的な内容をもりこんだ講座を行っていきたいと考えている。

ラブル、重労働、そして前日には大雨の中での作業と体力を極度に消耗する状況であった ③発症当日は三月一日で雪がふるなど特に寒冷気象であった。という従来のものに加えて、同氏が着用していたヘルメットが当日に損傷していることから、頭部への衝撃によって発症した可能性も大きいという新たな主張（証拠）を行った。

9月24日、労働保険審査会において、酒井精治氏のクモ膜下出血に関する公開審理が開かれ、安全センターから榎本が申請代理人として出席した。

その後全港湾、安全センターが支援して審査請求の闘いにとりくんできたが、不当にも八〇年六月審査官が訴えを棄却したため、再審査請求を行っていたものである。

酒井氏は七八年三月、神戸ポートアイランドにおいてボーリング作業中に脳卒中を発症し、大阪西労基署に労災申請が行なわれたが、署はこれを業務外と決定し

我々の主張の要点としては①17日間連続出勤となっていた ②発症の三日前に水没したケーシングパイプの引上げという作業上のト

現在、労働保険審査会は極めて反動化しており、決して楽観はできないが、我々には十分すぎるほど労災を立証する資料が存在しており、今後の闘いのためにも何としても「取消し」の裁決をかちとらねばならないところである。

領価 1,500円 送料 300円 申し込みは 関西労働者安全センターへ

労働研運動

労働者と共に歩む医療活動の九年間

A 5版 383P

京大・阪大 労災職業病研究会

中谷脳卒中死労災

労組で署名活動開始!!

・全通大阪日通支部

北大阪

10月8日、全通大阪日通センターから榎本事務局長が支部は、中谷氏の脳卒中死 講師として出席した。中谷亡労災認定闘争へのとりくみを強化するため、同氏が21日に淀川労基署に行なわれ、何回か交渉も所屬していた十三分会において学習会を行い、安全セ

課長、担当官が実際に郵便の収集車に同乗するなど調査もかなり進展してきている。来たる11月22日が同氏の一周忌にあたるが、同僚間では命日には労災認定の知らせを仏前に供えたいという意向が強く、支部もその実現に向けこの間とりくみを強化してきている。学習会もその一環として開催されたものであるが、併せて

り相談をうけ、阪南中央病院、安全センターも協力して調査を進めてきたものであった。心不全で死亡した上辻氏は、主に内装工事を受請う小さな建設会社の営業担当であった。昨年工事件数が増えた直後より身体の不調を訴えていたが、仕事は全て一人にまかされていたの

営業マンの急性心不全

大阪いのちとくくら

まるかみくらが

阪南

西労基署に労災申請

10月8日、いのちとくら 議院議員上田卓三氏を会長とし主に住民の生活問題を阪西労基署に心不全死の労災申請を行った。同会は衆あるが、今年六月に遺族よ

で会社を休むこともできずに働き続け、5月15日帰宅途中で駅構内で倒れた。その後病院での治療もかいたく急性心不全で死亡したものであった。労災申請後、提出した意見書にもとづき監督署での調査が進められている。

住電差別賃金撤廃を闘う労働者を支援する会の第五回総会が、10月9日

会館で開かれた。総会には「支援する会」会員をはじめ、支援の労働者、市民約一〇〇人が集まり、一年間の経過報告等をうけ、大阪地労委の勝利命令をかちとる活動方針が承認された。

住電闘争は地労委の闘い丸四年の中で、四十四回の

総会は、会代表益田氏の

10月14日、全港湾建設支

部は「労災安全闘争の初歩」

というテーマで学習会を開

催し、安全センターから事

務局長の榎本が講師として

約一時間講演した。

これは安全センターの秋

期総学習運動の呼びかけに

支部が応えるという形で開

催されたものであるが、榎

本は講演の中で「労災職業

審問、一万千三百名の支援 挨拶で始められ、社会党大 署名を数え、多くの労働者 阪府本部から荒木伝副委員

住電差別賃金撤廃斗争

地労委闘争の目録

西大阪 支援する会が五回総会

の支援のもとに闘われてき 長が挨拶、次いで「人間破 壊工場」など大企業労働者 の労務管理の実態を著し続

た。

管理強化以外の何ものでも

なく、労働者はこれに対抗

して自主的な安全活動を進

める他に道はない」ことな

どを講演した。

学習会は同支部名村分会

の雲見労災訴訟、安田マン

ガン中毒労災認定闘争の報

告をうけ、闘いの強化を確

認して閉会した。

南大阪

労災安全斗争の学習会

全港湾建設支部で

場に入権をうちたてる闘い かって進めている安全運動は という基本的な面を今一度 資本の主導権を強め、労務

岩佐訴訟

大阪

高裁才二回法廷兩かれる 原告側地裁判決を徹底批判

岩佐訴訟控訴審の第二回法廷が、9月28日開かれ、前回到続いて原告側から準備書面(二)が提出された。

書面では、大阪地裁判決への批判として①「放射線皮膚炎の疑い」への反証なしに被曝原因の立証責任を原告に負わせてしまっている誤り ②判決によれば、問題となつてゐる皮膚炎が似ても似つかぬ「虫刺れか火傷」になつてしまふという医学的誤りが指摘された。九六席の大法廷であるにも関わらず、傍聴席は支援者でうめつくされ、もはや裁判は世論の監視の下にお

かれつつあることを示していた。終了後もたれた集會

10月は反核月間として各地で様々なとりくみが進め

では、新たに三名が加わつた弁護団から法廷状況についての説明があり、支援する会より「ニュース発行体制を強化させる」との報告の後、原告本人より決意表明があつた。
第三回法廷は十一月三日で原告側より準備書面三が提出される予定である。

南大阪

第七期針灸学習会 終了す

経験を総括し更なる前進を!

九月三〇日、第七期針灸学習会は修了式を行い、無事終了した。

修了式は、全港湾関西地本山本委員長、松浦医師の挨拶の後、校長である山本委員長が一人一人に修了証書が手渡された。

しかし、七期にわたる経験をもとに、卒業者がその後どのように職場での活動を進めていくのかということなども含め、今までの成果をまとめ、次の前進への道すじを定めていく時期に

きていることも確かである。実行委は終了後も、来年の第八期に向けて月一〜二回開く予定であり、活発な議論が期待される。

修了者は例年に比べやや少なめであつたが、実技講習を中心とした熱心にとりくみ、職場闘争報告を交えながら「針灸を通じた労災職業病闘争の活動家養成」という当初の目的もおおむね達成されていると言えらるだろう。

x x x

神戸

神戸市職・市従健診に参加

医系学生のサークル活動強化を

フィールド合宿実行委

フィールド合宿実行委は、の職場健診に対する参加協
10月13日から11月にかけて、力のとりくみを行っている。
行なわれる神戸市職、市従、今年度のフィールド合宿でも

そのプログラムに職場健診
活動への参加をとりいれ、
できる限り職場での医療活
動に参加することによって
労働者の健康問題に広く関
つていこうとする試みが行
なわれたが、今回はその実
践的なとりくみとして行う
ことになったものである。
10月8日には神戸大で参
加者のスケジュール打合せ
を行い、神大、京府医大、
大阪薬科大等が中心になっ
て現在健診活動が進められ
ている。
今後このようなとりくみ
を進めながら、労働者の医
療に関わる大学のサークル
運動をより強化していく必
要があるだろう。

9月の新聞記事から

九・三

大阪港区でクレイン台座に乗り解体作業を
していた作業員が転落し死亡

九・二四

神戸籍の鉾石船でタンク内点検中、酸欠で
船員四人が死亡

九・四

大阪旭区にある金属工場が基準の七百倍の
六価クロムをたれ流し摘発される

九・二八

クロム禍訴訟、原告勝訴——ガンとの因果
関係を認める(東京地裁)

九・五

国鉄線の復旧作業に向かうバスが土砂崩れ
で海に流され作業員六人死亡(北海道)

九・一九

三菱重工長崎訴訟で最高裁は一、二審判決
を破棄し、スト中の賃金カットで家族手当
もカットの対象になるとして労組側の請求
を棄却

九・二九

豊予海峡で石材運搬船が転覆し一人行方不
明

九・二一

尼崎市にあるチタニウム精製工場で反応炉
が爆発し一人重体

九・三〇

七四年の三歳児ホーム転倒死事故で大阪地
裁は特急の「風圧」が原因と認め、阪神電鉄
に対し五四〇万円の支払いを命じた

針灸治療の制限=被災者の 打切攻撃を許すな!

反対闘争の盛り上りで10月実施を阻止!
更に反対闘争を強化しよう!

九月三〇日、被災労働者全国協による労働省交渉に端を発した、針灸治療の制限に対する反対の闘いは、わずか一カ月の間に全国各地に拡がり、当初労働省が企らんでいた、秘密裏に針灸業界と協定を結び、十月中に本省通達によって治療制限の全国斉一性を実施しようとしていた予定は大幅に狂い、未だに業界との協定が実現していない状態である。

しかしながら、政府による行政改革、予算削減といった全般的な攻撃の中で、労災医療も健保に準ずる、全国的な斉一性の必要性といった壁は厚く、治療制限をどれだけ突破できるかは反対闘争の今後の盛り上りにかかっており、予断を許さない状態である。

労働省は……

九月三〇日、被災労働者全国協との交渉では、労働省は、針灸業界の協定問題は、被災者、労働組合とは全く関係ないとして、針灸治療の制限がどのようになるのかという内容については一切答えようとしなかったばかりか、十月中には協定に合意し、実施に移すと宣言していた。

しかし、反対闘争の盛り上りの中

で、協定化が進まず、十月二三日、再度被災労働者全国協との交渉を持つに至った。この中で、今までも健保に準じて行ってきたという労働省の論理はくずれ、針灸の治療期間を六カ月をこえて行っている局は、全国で六〜七局あると認めざるを得なくなり、更に現状では健保とどれだけ違う取り扱いがなされているか調査をする方向が確認された。更には、十月協定化は無理であることが、協定の時期は流動的であることが交渉後に判明している。

針灸業界は……

一方の当事者である針灸業界に対しては、被災労働者全国協より、各地の針灸師に要請文書を送付する一方、業界会長と二度の交渉を行った。そして、十月十七日、関西安全センターを中心とした第三回目の交渉の席で「労働省が被災者の打ち切り等の問題について責任をもつことがない限り協定には応じない」との会長の発言をかちとった。針灸業界では、大阪、兵庫の地方団体が早くから治療制限に対して反対はしているものの、協定の内容さえ知らない地方団体もあり、より一層の働きかけが必要とされる。

全国十の 労基局で交渉

反対闘争は、各地方労基局に対する反対要請を中心に各地に拡大しつ

労組組合にも 反対運動拡がる

被災者が先頭に立って闘ってきた反対闘争も、労働組合にも浸透し、徐々に拡がりつつある。

大阪総評では、全港湾関西地本の要請をうけ反対の意を示すために、大阪労働基準局、針灸業界、中央総評への要請文書を送付し、十月十九

つある。

関西では、十月十三日、関西安全センターによる大阪労基局交渉が、七〇名の参加で行われ、大阪局に、「労働省案に対して反対の意志表示をする」ことを確約させた。その他にも兵庫、京都、滋賀、和歌山、奈良の関西の各局と交渉を行っている。また、東京、神奈川、愛知、愛媛、大分等で労基局に対する交渉が進められており、更に各地に拡がりつつある。

日大阪労基局に対し、少なくとも現状より改悪するなど強く申し入れた。

また、東京地評では、東京総行動の中にこの問題を取り上げ、十月十四日、東京労基局との交渉を行った。更に全港湾は、中央本部でも反対の確認がなされ、闘いに立ち上がるうとしていた。全金、炭労等の中央本部でも被災労働者全国協の提起した要請ハガキに合意し、反対の意志を表示している。

国会で労働省追及

十月二十二日、衆院社労委で、川本敏美議員が針灸問題を取り上げ、被災者、労働者を無視して針灸業界とのみ治療内容について協定するのはけしからんと労働省の姿勢を強く批判し、秘密裏に協定しようとの当初の労働省の企みを国会の場で明らかにし、歯止めをかけることに成功した。

痛察

「行革」と労働行政反動化の現状 ㊦

職業病認定問題に関する全国連絡会議 事務局 塗師哲夫

前回は資本・行政が一体となって法、規則の改悪を行うことで労災職業病闘争を抑え込もうとしてきた経緯と現在振動障害や針灸治療費にかけられている攻撃についてふれました。

別稿で詳細にふれられると思いますが、針灸治療費問題の労働省交渉を通じて、改めて被災者切り捨てに対する資本・行政の執念を思い知らされたのです。現在当然のように労災保険で行われているホットパック、ケン引などの理学療法(西洋医療)と針灸、あるいはマッサージと針灸の併用は「一切認めてこなかったし、やられているはずがない」(労働省補償課)と強弁していました。

労働者・国民切り捨ての「行革」に

において、とくに厚生省関係の福祉切り捨てが問題になっており、その中で健保においてスモン、こう原病や難病の針灸を六カ月でバツサリと打ち切ったり、マッサージを切り捨てたりという攻撃が行われています。こうした福祉切り捨ての「行革」をバックアップし、「行革」(ムダをなくせ)の名を利用して一気に労災職業病の被災者を切り捨てようというのが、振動障害への切り捨て通達であり、「健保準拠」という形で、針灸治療費を本来に制限しようというものに他なりません。

「行革」思想を根にもつ

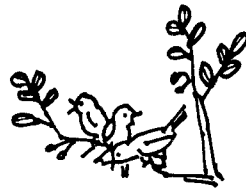
被災者切り捨て攻撃

「行革」のねらいや本質については多くの場で論じられていますので割愛しますが、一昨年来労災保険法の改悪を強行するために、労災保険料の料率改訂を行いました。しかし、職業病被災者はじん肺や中毒などを中心にますます増えているし、資本の被災者切り捨て攻撃によって長期療養者も増大している他、独占資本の国民収奪の結果、医療費等経費も増大しています。さらに、労災保険を使って産業医科大学という御用医者製造機関を設けたり、労働者の役に立たない労災病院(しかも経営は赤字)を毎年つくるうとしたり、余計なことに多額(数百億円)の金を浪費した結果、いつも労災保険財政は赤字になってしまいます。

労災職業病の被災者が減らない以上、その補償費たる労災保険財政が黒字になるはずはないのに、これまでも労働省は、「労災保険を使い切るんじゃないくて、余せ」と指示してきました。全林野の振動病闘争を通じて国有林における認定者は激減し、一〇〇〇人／年を越えていたものが一〇〇〇人台になっています。チェンソーの扱い時間を制限したり、予防対策を徹底した成果です。ところが、民間山有林では逆に二〇〇〇人近い認定者を生み出しています。予防対策を怠っているし、大体労働省が林野庁ほど予防対策に力を入れていないからです。

支出は一七〇億円」と大幅赤字になっているので、振動病の認定患者を減らし、療養制限をした上、リハビリ中の被災者については休業補償を打ち切るとの通達を出したのです。「赤字だから」という理屈は、まさに「行革」思想と同一であり、労災職業病発生の企業責任を追及するのではなくて、その犠牲者である被災者切り捨てによって、保険の赤字を埋めようとしているのです。予防対策によって労災職業病をなくするのではなくて、労災職業病かくしによって、保険財政を「改善」し、資本の負担を軽くしようというわけです。

こうした攻撃の本質を見るならば、現在、官公労を中心に取組まれている反「行革」の闘い、反戦平和の闘いにも連動したものと位置づけて私たちも闘う必要があると思います。右翼的労戦統一や「行革」を通じての軍事大国化という労働者切り捨ての思想と、労災職業病被災者、公害病被災者切り捨て攻撃は表裏のものといえます。弱者といわれる病人や被災者切り捨てがいっそう進行し、指名解雇などで健康な労働者も切り捨てられている中で、互いにどう団結、連帯して闘ってゆくの、が問われているといえます。



闇に消される原発被曝者

闇から闇へ葬り去られる原発被曝者の赤裸々な証言

樋口健二著

¥1350 (送料含)
 振替 大阪 304131
 岩佐訴訟支援協会

第四回全国集会以

討論を集中

私たちは昨年の五月、東京において第三回全国集会を行いました。そして、この一年間、資本・行政の動きや労働運動の流れをつかみ、今後の方向について討論を行ってきました。その中から、「職場、地域の共闘で労災職業病闘争の発展を！」とのスローガンで第四回全国集会を、十一月十四日(土)と十五日(日)、大阪部落解放センターで開催することを決定しました。

今回の全国集会は、これまで大阪・岡山・東京と開かれてきた交流をもう一步進めて「この一年間どう闘ってきたか、これから一年間どのような闘いでゆくののか」という点を中心にできるだけ討論を深めたいと企画しています。

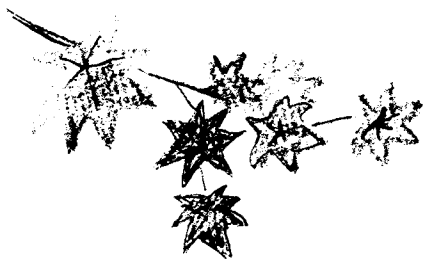
したがって、基調報告はもちろん

闘争報告や分科会においても、スローガンを生かし、さらに、互いに報告し合うだけに終わらせない試みを考えています。

統一準備会への加入をめぐって、労働運動が大きくブレているときに、いつそう資本・行政からの攻撃が強まっていることは誰も否定できないと思います。また、この闘いを前進させ、災害源をなくす闘いに発展させる。さらに被災者の諸権利や生活を守り抜くために、被災労働者、労組、地域センター、専門家の団結を強化する必要を否定する人もいないと思います。

しかし、地域的な闘いに終始してしまつては、大きな敵の攻撃がみえませんが、それぞれの職場でがんばるだけでは、現在の労働運動の停滞の中で、すぐに壁にぶつかつてしまいます。その意味で、今回の全国集会を必ず成功させ、地域センターを中心に労組、活動家、被災者、専門家を結びつける全国連絡会議の内実を勝ち取つてゆきたいと思っています。

今、振動障害の闘いで、港湾病の闘いで、そして被災者の闘いで、そうした各戦線の連帯が着々とつちかわれているわけですが、そうした闘いを地域共闘の力を強固に結びつけることが、反「行革」の闘いに勝利できる途だと確信しているのです。全国の仲間を集結を訴えます。



循環器系疾患—脳卒中や心臓病と労働との関係は、その発作の直接的ひきがねとしてよく説明されています。例えば、非常に寒い場所で仕事をしていったとか、自動車の運転中に事故をおこしそうになってハッとしたとか、仕事のことでも上司とケンカして興奮したとかなど。

しかし、もっと日常的な労働の中に、脳卒中や心臓病の原因となるものがひそんでいるのです。肉体労働をしている人は、事務労働より脳卒中の発生率が高いことは、過激な肉体労働は血圧に非常に悪いことを示しています。また、同じ労働の中でも、徹夜勤務と日常勤務では四倍以上も脳卒中の発生率が違うことが国鉄労働者の調査で知られています。更に事務労働でも、会議などで緊張し興奮するようなことがあれば血圧が三十近くも上がるのです。

昔はポックリ病といわれた脳卒中や心臓病も、このように日常の労働と密接に関係があることが、だんだんわかってきているのです。

労災職業病闘争

高血圧 心臓病

血圧に
悪い仕事は

職業性のガンが
増えている

有害環境による疾病の中でも、現在非常に増加しており、注目されているものに職業ガンがあります。

日本でもタールピッチによる皮膚ガン、クロムなどによる肺ガンが労災認定の対象になっており、また規制の対象になっている化学物質も二十種類以上ありますが、最近工場の専門会議でも三つの化学物質が発ガン物質として追加されるなど、潜在的にはまだ数多くの有害物質が発ガン作用があることがいわれています。

しかしながら、ガンは発病までの潜伏期が非常に長く、労働者が退職した後に発生することが多いので、因果関係がなかなか立証できないのが現実です。疫学調査や健康診断などをすることによって、もっともつと表面に出していかなくはならない。

ガンの九〇％はなんらかの化学因子によるといわれていることを真剣に受けとめる必要があります。

右折禁止



労災職業病の運動をしている者にとって、最近の最も大きな事件は北炭夕張新鉱におけるガス突出事故である。死者、不明九三人という大惨事であることと併せて、生存の可能性がある段階での会社の注水宣言に対する家族、労働者の反撃、更に、以前からガス突出が予見されていた等々、新聞、テレビはこの事故を一斉に報じた。そして、生産第一、保安軽視の会社、国の責任がかなり指摘されているのも事実である。これら基本的な問題については私も同様の立場であるが、日常的に労災闘争を推めている立場で考えさせられることは、「雇用不安のカベ」である。報道においてもメタンガス濃度が危険域を日常的にオーバーしており、労働者もそれを知っていたとされている。会社が「大丈夫」といいながら労働者を鉱内へおいたてた責任が

重大であることは論を要しないが、問題は危険を知りつつも、そこで働かねばならなかった労働者の心情である。事故が起ってしまったら全てがはつきりし、会社と労働者（というより家族）の立場ははつきりと対決関係となり、マスコミも保安軽視を書きたてる。しかし、それまでは全てが内向してしまっている。ヤマを失えば生活ができないという気持ちで労使協調の基礎になっても、労働者は本当に生命をかねばならないのか、生命を大切にするという人権は当面の生活にとっては余りにも無力なのか、これは労働運動の根本にもかかわる疑問である。資本の経済的整合性論をこえた労働者階級自身の労働哲学が絶対に必要なのだと「保安軽視」を書きたてる新聞を見ながらタメ息が出るのである。（榎）

■写真説明／10月13日 針灸治療制限に関して
大阪労基局交渉

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28